

申込要項・出展規定

●出展申込

出展を希望される方は、申込書に必要事項をご記入のうえ運営事務局までお送りください。ただし展示物が展示会の趣旨にそぐわない場合は出展をお断りする場合があります。

●出展申込締切

2019年4月30日(火)

●出展料金支払

出展申込書の受領後に請求書を発行しますので記載された期日までに出展料をお振り込みください。振り込み手数料は出展社でご負担ください。入金が確認されない場合は出展できない場合があります。

●出展申込後の取消し

出展申込後(FAX送付も含む)の申込面積の一部または全部を取消すことは原則としてご遠慮願いますが、止むを得ないと認められる場合は取消し料(出展料の100%)を申し受け、出展を取消します。

●出展料に含まれる費用

- ・基準時間内の会場使用料金・照明・空調費
- ・共有施設の工事費及び維持費
- ・来場者プロモーション費
- ・来場者サービスにかかわる費用(会場案内等の制作)
- ・会場運営・安全管理・警備費用

●出展料に含まれない費用

- ・出展社の小間装飾費・搬出入費及び運営費用
- ・電気・ガス・水道等の設備一時幹線工事及び二次側工事と使用料(システムパッケージ申込は別途)
- ・臨時電話等通信回線の架設費用と通信料金
- ・出展機器・及び対人傷害などの保険料
- ・会場設備・備品及び他社展示物の破損、紛失弁償費
- ・放置された装飾資材等の残材、ゴミ処分に係る費用
- ・その他、通常出展料に含まない費用とみなされるもの

●出展小間レイアウト

出展申し込みに応じて主催者で配置を決定し、小間割図を作成し、各社に通知します。

●出展面積の転貸、売買、譲渡、交換の禁止

出展社又は出展申込者は、出展面積の一部あるいは全部を、転貸、売買、譲渡、交換する場合は運営事務局の許可を得てから行ってください。

●小間内の出展者常駐

出展者およびその代理人は、展示期間中主催者指定の出展者バッジを着用し、かならず小間内に常駐し、来場者との対応および出展物の管理にあたることとします。

●補償

出展社及びその代理者が他の小間、運営事務局運営設備、又は展示会場の設備及び人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展社の責任になります。

●保険

出展社は、会場への展示物搬入開始から撤去までの期間、必要と思われるものについて損害保険に加入することをお勧めいたします。

●展示物の搬入・搬出と撤去

展示物等の会場への搬入期間及び会場への設営工事期間等については、後日ご案内致します。期間中は運営事務局の承認なしに展示物を搬入・搬出・撤去及び移動することはできません。展示物や小間内の保守及び清掃は、出展社の責任で行ってください。決められた撤去期日までに撤去されない展示物及び物品は、出展社の費用及び危険負担で運営事務局が撤去します。

●搬入・設営時の諸注意

【屋内】

- ・床荷重:5,000kg/m²
- ・搬出入口:高さ3.8m×幅3.4m
- ・アンカーは打てませんので予めご了承ください。
- ・クローラーなどの機械を展示する場合は、敷鉄板などで養生してください。
- ・クローラーなどの走行はご遠慮ください。

【屋外(駐車場)】

- ・天井はありませんので、天候に左右される展示物のお取り扱いにはご注意ください。
- ・クローラーなど機械を展示する場合は、敷鉄板などで養生してください。
- ・クローラーなどの機械の自走はご遠慮ください。
- ・木材を使用するデモンストレーションを行なう場合は、木くずなどがブース内の所定場所から外に飛散しないようにご注意ください。

●マイク使用と音量制限

小間内でのマイクを使用した製品説明、AV機器の音量、製品自体が発生する音量は隣接する小間との関係により75デシベル以下(小間前面2メートル、高さ1メートルで測定)にしてください。また、音楽の生演奏は厳禁とします。

●展示会の運営と免責

運営事務局は展示会の業務を円滑に実行するために、各種規則等の設定、修正を行います。又、この出展規定に記載のない事項について、新たに取り決め、各種の追加や変更を行うことができます。出展社が出展規定ならびに展示規則、その他出展社がマニュアル上で規定等に違反した場合は、出展をお断りすることがあります。この場合、既に払い込まれた出展料等は返却しません。運営事務局は、搬入等の準備から撤去までの全期間を通じて、警備会社と契約して会場の管理にあたりますが、展示物の損害、減失、盗難等に関する責任は負いません。

●展示会の延期・中止

万一、天災その他不測の事態により本展示会の開催が困難な状況が発生した場合は、主催者の判断によって会期等の変更または中止をすることがあります。主催者はこれにより生ずる損害、費用の増加、その他の責任については一切負わないものとします。

●契約の解除

主催者は出展申込者が次のいずれかに該当するときは、事前の催告なく本出展契約を解除することができるものとします。

- ・出展料の全部または一部を支払わない場合。
- ・手形、小切手の不渡りを出し、銀行取引停止処分を受けたとき。
- ・仮差押、仮処分、強制執行、競売、特別清算、破産、民事再生、会社更生、その他これに類する申立てがあった場合。
- ・暴力団、暴力団関係団体もしくはその関係者、その他反社会的勢力であると判明したとき、またはこれらの反社会的勢力を利用していることが判明したとき。

●出展規定と展示規則の承認

すべての出展社あるいは代理者はこの出展規定及び運営事務局が制定する展示規則を承認したものとします。

■お申し込み・お問い合わせ■

表面記載の事務局までご連絡ください